

詐欺的要素の強い社債販売を行っていた会社が従業員らに支払っていた加給金について不法原因給付とした上で、破産管財人が不当利得として返還を求めることができたとした事例

和田祐以子
Yuiko WadaPROFILEはこちら 

～名古屋地裁平成28年1月21日判決(判例時報2308号119頁)～

第1 事案の概要

破産会社Aは、設立直後である平成22年から事業停止をした平成25年に至るまで、70回を超える多数回にわたり、利率を概ね6%ないし18%、償還日を概ね3年と定めて私募債(1口あたり100万円)を発行していました。Aの代表取締役であるY及び営業担当者ら(以下「Yら」といいます。)は、顧客に対し、この社債がリスクのない安全な投資商品であると偽って勧誘を行い、Aの社債を購入した顧客数は700名を超え、社債の発行額は約90億円に及びました。AとYらは、社債販売の営業成績に基づいて所定の算定基準により賃金と別に加給金を支給する旨の合意(以下「本件合意」といいます。)をし、AはYらに対して加給金を支給していました。

破産会社Aの破産管財人であるXは、本件合意が金商法及び出資法違反といった極めて反社会的かつ違法性の高い社債の勧誘販売を促進するものであり、公序良俗に違反して無効であると主張し、Yらに対して支払済みの加給金(以下「本件加給金」といいます。)について不当利得返還請求を行いました。

第2 本件の争点と判断概要

1 争点

本件では、①本件合意がAによる社債販売の違法性を承継し民法90条が定める公序良俗に反して無効となるか否かという点と、②本件合意が公序良俗に反するとした場合、本件合意に基づいて支払われた加給金は不法原因給付となること、不法原因給付について破産管財人による返還請求が認められるかという点が争点となりました。

2 判断概要

本件は、①本件合意が公序良俗に反し無効となること、及び、②本件加給金が不法原因給付であることを認定した上で、破産管財人がYら(うち一人は除く。)に対して加給金の返還を求めることができると判示しました。

②に関する裁判所の判断について、以下に抜粋します(本稿では①の判断の詳細は割愛します。)

▶民法708条にいう「不法な原因」とは、公の秩序もしくは善良の風俗に反してされた給付を指すところ、上記認定によれば、本件加給金支払合意は公序良俗に違反しているから、加給金は不法な原因によって給付されたものである(最高裁判所昭和25年(オ)第56号・昭和27年3月18日第三小法廷判決・民集6巻3号325頁参照)。

▶多数の破産債権者が破産者の破綻により損失を受け、出捐した金額の相当部分を受領できないような場合、破産者の破産管財人が破産者からの給付金の返還を求め、損失を受けた破産債権者への配当を行うなど適正かつ公平な清算を図ろうとすることが衡平にかなひ、仮に、破産管財人に対する上記給付金の返還を拒むことができるとすると、被害者である破産債権者の損失の下に給付の相手方が不当な利益を保持し続けることを是認することになり相当ではないときは、破産者の破産管財人が公序良俗違反を理由として給付の相手方に対して給付金の返還を求め、相手方の不法原因給付の抗弁は信義則に反して許されないと解すべきである(最高裁判所平成24年(受)第2007号・平成26年10月28日第三小法廷判決・民集68巻8号1325頁参照)。

▶これを本件についてみると、多数の高齢者を含む顧客が多額の資金を拠出して破産者発行の社債を引き受けたが、破産者の破綻により甚大な損失を受け、ほとんどの資金回収ができないままになっており、破産者の破産管財人である原告が破産者から違法の両輪を成すものとして支給された加給金の返還を求め、損失を受けた破産債権者たる顧客への配当を行い、適正かつ公平な清算を図ることが衡平にかなうのであって、破産管財人である原告に対する加給金の返還を拒むことができるとすると、被害者である破産債権者の損失の下に給付の相手方である被告らが不当な利益を保持し続けることを是認する結果になってしまうのであるから、原告の被告らに対する加給金の返還請求は、法律上許容されるものと解すべきである。

▶したがって、被告らの不法原因給付の抗弁は、信義則に反して許されないというべきである。

第3 検討

1 学説と裁判例の検討

本件の争点②については、従来から学説や裁判例により議論が積み重ねられてきました。破産管財人による民法708条の権利行使が明確に否定された例(大判昭和7年4月5日判決)もあるものの、多くの学説・裁判例は、結論において不法原因給付につき破産管財人による不当利得返還請求権の行使を肯定しています。主要な学説の理由付けとしては、「返還された金員等は破産財団に組み込まれ配当財源になり不法原因給付者の手元には渡らないことから、裁判所による法的保護を拒否する理由がない」とするものや、「不法原因給付の理論が給付者に対する懲罰的趣旨に基づいていることから差押債権者に適用されないことを前提として管財人についても適用されない」とするものなどがあります。裁判例においては、大阪地裁昭和62年4月30日決定をリーディングケースとして、東京地裁平成18年5月23日判決や東京高裁平成24年5月31日判決などにより破産管財人による権利行使

を肯定する裁判例が集積されていたところ、最高裁判所平成26年10月28日判決が、破産管財人の権限行使であることのみによって無条件・無制限に不法原因給付の返還が可能と解すべきものではないが、事案の内容及び金銭の流れ、利害関係人の利益状況、不当利得返還請求権の行使者等の諸事情を総合的に勘案し、信義則の観点から破産管財人による不法原因給付の返還を求められる場合があるとの判断を示しました。ただし、同最高裁判決は、前掲昭和7年判決を変更するものとはしておらず、昭和7年判決とは事案が異なるという理解を前提に、同最高裁判決の事案における諸事情を総合的に考慮した事例判決であって、破産管財人であればどのような事情であっても不法原因給付の返還が認められるとの判断を示したのではないと解されています。

2 本裁判例の検討

本裁判例は、上記平成26年最高裁判決を引用した上で、破産管財人による権利行使を肯定しており、高利・元本保証型の社債の販売に関する営業成績に基づく加給金が不法原因給付であると認定された事案においても上記平成26年最高裁判決の判断枠組みが適用できること及び不法原因給付の返還が認められることを明確にした点で、実務上参考になります。もっとも、不法原因給付の事案としては様々なものが考えられますので、今後も更なる事案の集積が期待されます。また、上記平成26年最高裁判決において、多数の債権者と債務者が想定されるような事案において、仮に破産管財人の権利行使を認めるか否かの判断を各債権者と債務者の個別の事情に応じた総合考慮に委ねるとした場合に、画一的処理が困難となり、破産管財人の業務の円滑な遂行に障害が生じる可能性がある点が指摘されていましたが、かかる指摘は本裁判例にも妥当するものであり、判断枠組み自体の妥当性に関する検証・議論の深まりも期待されるところで